

議案第 152 号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 号中「36,300円」を「33,100円」に改め、同条第 2 号中「52,900円」を「48,300円」に改め、同条第 3 号中「52,900円」を「48,700円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 6 年度から令和 8 年度までの間における保険料率の特例）

第 1 6 条 第 4 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,700 円とする。

2 第 4 条第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,800 円とする。

3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,300円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和6年度から令和8年度までの介護保険料率及び保険料率の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,100円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,300円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,700円</u></p> <p>(4)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略） 附 則</p> <p>第1条—第15条（略） <u>（令和6年度から令和8年度までの間における保険料率の特例）</u></p> <p><u>第16条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,700円とする。</u></p> <p><u>2 第4条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,800円とする。</u></p> <p><u>3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、</u></p>	<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,300円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,900円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,900円</u></p> <p>(4)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略） 附 則</p> <p>第1条—第15条（略）</p>

48,300円とする。